

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。
詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

○ 重要なお知らせ

○ 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

厚生労働省では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行っております。

福島労働局では福島県の特徴を活かしたリーフレット(右側)を作成し、年休を取得しやすい時季を捉えた年休を取得しやすい環境づくりを進めています。



【厚生労働省HP】働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00054.html



○ 10月1日から10月7日は「全国労働衛生週間」です

労働者の健康へ

第76回 全国労働衛生週間

2025 (令和27) 年10月1日～7日 (準備期間: 9月1日～30日)

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへの取組をお願いします！
【全国労働衛生週間】は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。

活動期間 (9月1日～30日) に実施する事項

- 健康診断などにより、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

全国労働衛生週間 (10月1日～7日) に実施する事項

- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する
- 労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

※ 10月1日～7日は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康状態を把握する

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。

9月1日～9月30日の準備期間では、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策、メンタルヘルス対策の推進、転倒・腰痛災害の予防に向けた取組の推進等に関して、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02958.html



○ リ・スキリング等教育訓練でスキルアップ等を目指す皆さまへ ～令和7年 10 月から創設！ リ・スキリング等教育訓練支援融資のご案内～



リ・スキリング等教育訓練支援融資は、**スキルアップ等を目指す方々を支援する融資制度**です。令和7年 10 月から創設されました。生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「**教育訓練費用**」と「**教育訓練期間中の生活費**」を融資します。

さらに、訓練を修了した方が、**一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除**されます。

それぞれの要件や申請手続等、**詳細は以下のリンク先から**ご覧ください。

【リ・スキリング等教育訓練支援融資について】(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/reskillingtou_shienyu_shi.html



○ 従業員の教育訓練や資格取得を応援する事業主の皆さまへ ～令和7年 10 月からスタート！教育訓練休暇給付金のご案内～



教育訓練休暇給付金は、令和7年 10 月から雇用保険の一般被保険者である従業員が、労働協約や就業規則等に定められた社内制度に基づき、**教育訓練を受けるために 30 日以上連続した無給の休暇を取った場合に給付を受けられる制度**として新たにスタート。

就業規則等の整備のほか、教育訓練休暇開始後には賃金支払状況をハローワークに届け出ていただく必要があるなど、従業員が制度を利用しようとする場合、**事業主の皆様のご協力・ご対応が必要となりますので、パンフレット等**

をご覧ください、ご不明点等は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001513595.pdf>

【パンフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001543278.pdf>



【教育訓練休暇給付金について】(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html



○ 業務改善助成金の対象事業者が9月5日から拡充されました

中小企業のより多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の**対象事業者の範囲**を、地域の実情に応じて**拡充**します。

【拡充のポイント】

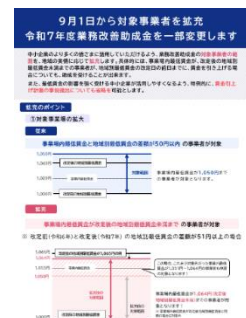
- 事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。
- 最低賃金の影響を強く受ける中小企業が活用しやすくなるよう、特定の**賃金引き上げ計画の事前提出についても省略**を可能とします。

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001556067.pdf>



○ 令和7年10月～12月「学びへ go！」キャンペーンを実施！

～キャンペーン期間中、各種人材開発各種支援策を一層促進します～

令和7年10月から12月、福島労働局では公的職業訓練の受講促進及びリ・スキリングによる能力向上支援を一層促進するため、**「学びへGo！」キャンペーンを実施**します。

人材開発に取り組む事業主・事業主団体のみなさま、スキルアップやキャリア形成したい働いている方、あるいはこれから働こうとしている方に向けたさまざまな支援策を用意しています。

詳しくは**こちら**をご覧ください。



【厚生労働省 人材開発 ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html



【福島労働局ハロートレーニング特設ページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00057.html



○ ハローワーク・福島労働局職業安定部の SNS アカウントのご紹介

～あなたの“働きたい”を、福島労働局が全力サポート！～



お住まいの地域のハローワーク・福島労働局職業安定部の SNS アカウントをご紹介します。

福島労働局職業安定部とハローワークさまざまな情報を LINE、X、Instagram、Youtube で発信中

すべての「働きたい方」「採用したい方」に寄り添う内容をお届けしています。
いますぐフォロー＆登録を！



【福島労働局 HP】(ハローワークの SNS アカウント一覧)

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00933.html#x_twitter

○ 工事を発注される方、トラックを利用する発荷主・着荷主の方、貸切バスを発注される方へ



建設業従事者、
トラックドライバー、
バス運転者にも、
2024 年4月から時間外労働の上限規制が適用されています。
皆さまで力を合わせて、働き方改革に取り組みましょう！

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

長時間労働を減らすため、取引業者の皆さまにご協力をお願いしています。

建設業従事者	週休2日を確保可能な適正な工期・代金による工事の受発注をお願いします。
トラックドライバー	荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた取組をお願いします。適正な運賃・料金の収受に向けた話し合いをお願いします。
バス運転者	行程やダイヤについて話し合いをお願いします。

○ 仕事と人を繋ぎ、未来を拓く。あなたの「働く」を発信！

～福島労働局職業安定部 公式 YouTube チャンネルのご案内～



福島労働局職業安定部公式 YouTube チャンネルへようこそ！

当チャンネルでは、**雇用、労働における各施策や福島県内のハローワークにおけるイベント情報など**をお届けしています。

事業主の皆さまや人事・労務担当者の方々が、いつでもどこでも手軽に情報収集できるよう、短時間でポイントをまとめた動画を中心に発信しています。

ぜひ**チャンネル登録**してご活用ください！



【福島労働局職業安定部 YouTube 公式チャンネル】

<https://www.youtube.com/@%E7%A6%8F%E5%B3%B6%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%B1%80%E8%81%B7%E6%A5%AD%E5%AE%89%E5%AE%9A%E9%83%A8>



○ 「労働施策総合推進法」及び「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」が改正されました。

令和 7 年 6 月 4 日に開かれた第 217 回通常国会において「労働施策総合推進法」及び「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」改正案等が可決されました。今回の主な改正事項については、以下のとおりです。

①「労働施策総合推進法」・「男女雇用機会均等法」改正事項

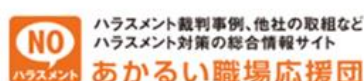
(施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日)

「カスタマーハラスメント」「就活ハラスメント」に対するハラスメント防止措置の義務化等。



②「女性活躍推進法」改正事項 (施行日:令和 8 年 4 月 1 日～)

従業員数 101 人以上の企業における、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表の義務化等。



厚生労働省HP:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/ind_ex_00003.html

○ 介護に直面しても、社員がいきいきと働き続けられる職場を目指しましょう！

令和6年の法改正で、事業主に介護離職防止のための措置が義務づけられました。

厚生労働省では、企業が両立支援に取組む際のポイントや様式・資料集を作成し、支援ツールとして、厚生労働省HPで公開しましたので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



○ 「改正育児・介護休業法」令和7年10月1日完全施行！

- ・ 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等
5つの措置（①始業時刻当の変更、②テレワーク、③保育施設の設置運営、④就業しつつ子を養育することを用意にするための休暇、⑤短時間勤務制度）から2つ以上の措置を選択して講じる必要があります。
- ・ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



就業規則の規定例や個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

※ 社内用にアレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



○ 工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！

一部工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては、2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査義務化がスタートします。

【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



【厚生労働省HP】

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
(石綿総合情報ポータルサイト)



○ 福島労働局からのご案内（10/3 定例報告会）

○ 令和7年9月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02753.html

雇用失業情勢(令和 7 年8月分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002406410.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002405837.pdf>

○ 報道発表（9/1～9/30）

○ 令和 7 年9月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00113.html

▶ 9/24

[令和 7 年度「安全衛生に係る福島労働局長賞」の受賞者を決定しました](#)

▶ 9/24

[富岡署管内の建設工事現場に表彰状を授与](#)

▶ 9/19

[最低賃金法違反被疑事件を書類送検](#)

▶ 9/19

[職場における熱中症予防対策の徹底について\(再要請\)](#)

▶ 9/18

[最低賃金法違反被疑事件を書類送検](#)

▶ 9/12

[労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検](#)

▶ 9/10

[令和 7 年度 治療と仕事の両立支援セミナーを開催します](#)

▶ 9/10

[「令和6年度 個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました](#)

▶ 9/10

[最低賃金法違反被疑事件を書類送検](#)

▶ 9/5

[福島県最低賃金の改正答申について](#)

▶ 9/3

[「くるみん認定」認定通知書交付式を開催します](#)

▶ 9/3

[令和 7 年度第 4 回福島地方最低賃金審議会の開催について](#)

▶ 9/1

[最低賃金法違反被疑事件を書類送検](#)

○ イベント情報 随時更新中（9/1～9/30）

▶ 9/26

[10 月 23 日\(木\)「企業説明会＆面談会」を開催いたします](#)

▶ 9/26

[令和7年度「事業主のための助成金セミナー」を開催します](#)

▶ 9/25

[『若者のための合同企業説明会 in 福島市・伊達市』を開催します](#)

▶ 9/22

[「魅力ある職場づくり推進セミナー2025 10 月度\(ZOOM\)」を開催します！](#)

▶ 9/19

[高卒者向けの情報を更新しました\(新規高卒者就職面接会\)](#)

▶ 9/17

[令和 7 年度新規高卒者等就職面接会を 10 月に県内4会場で開催します！](#)

▶ 9/11

[ミドルシニア世代を対象としたセミナー等のご案内](#)

▶ 9/10

[「建設業における働き方改革等に関する説明会」のご案内](#)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山
ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	ハローワーク郡山 マザーズコーナー

○ 新着情報 随時更新中 (9/1~9/30)

▶ 9/22

[令和 7 年度福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催しました](#)

▶ 9/16

[「ハロートレーニングスケジュール令和7年度 秋号」を更新しました](#)

▶ 9/12

[年次有給休暇を活用して福島県の魅力に触れよう](#)

▶ 9/11

[求職者支援訓練 令和 7 年度第 4 四半期\(令和 8 年 1 月~3 月\)開講分 定員について](#)

○ フォトレポート (9/1~9/30)

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02972.html



▶ 9/2

「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を開催しました

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02986.html



▶ 9/9

「くるみん認定」認定通知書交付式を開催しました

HOT TOPIC

年次有給休暇取得促進特設サイトのご案内

年次有給休暇取得促進特設サイトでは、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するために役立つ情報を紹介しています。

【厚生労働省HP】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



また、働き方・休み方改善ポータルサイト内にある「働き方・休み方改善指標」を活用して企業が自己診断をしたり社員の方に診断してもらったり、企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料などを確認することができます。



【厚生労働省HP】 <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>